

教えて!クーリング・オフ



クーリング・オフって何?

訪問販売などで契約した場合、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる商品やサービスにはどんなものがあるの?

取引類型	対象	期間
訪問販売	家庭・職場訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法など	8日間
電話勧誘販売	業者からの電話による勧誘	8日間
特定継続的役務提供	エステティックサロン(1か月を超え5万円を超えるもの) 語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス(2か月を超え5万円を超えるもの)	8日間
連鎖販売取引	マルチ商法	20日間
業務提供誘引販売取引	内職商法・モニター商法	20日間

クーリング・オフ期間は、法定書面を受領した日から起算します。



※訪問販売・電話勧誘販売での総額3,000円未満の現金取引及び自動車販売等クーリング・オフできないこともあります。詳しくは、消費者センターへお問い合わせください。

クーリング・オフの効果は?

1. 契約は解除され、支払ったお金が全額返金されます。
2. 既に商品を使ってもサービスを受けていてもその費用を支払う必要はなく、解約料などを支払う必要もありません。
3. 商品を引き取ってもらう費用や工事をしたところを元に戻す費用は事業者の負担になります。

クーリング・オフってどうすればいいの?

クーリング・オフの通知は必ずはがきなどの書面で行いましょう。はがきを出した時点でクーリング・オフの効果が発生します。クレジット契約をした場合は、販売会社だけでなく信販(クレジット)会社にも通知しましょう。

●はがきの書き方例

〒□□□□□□

株式会社(販売会社名)
代表者様

〒□□□□□□
市○区○町○丁目○番○号(販売会社住所)

特定記録郵便

裏面

契約解除通知

- 契約年月日 平成○年○月○日
- 商品名 ○○○○
- 契約金額 ○○円
- 販売会社名 (株)○○
- 担当者名 ○○氏

上記日付の契約を解除します。
支払い済みの○○円を返金し、
商品を引き取ってください。

(契約者) 平成○年○月○日
住所
氏名

裏面

●送る際の注意点

- ・はがき記入後に両面をコピーする
- ・ポストに投函せず、郵便窓口から特定記録郵便で送る

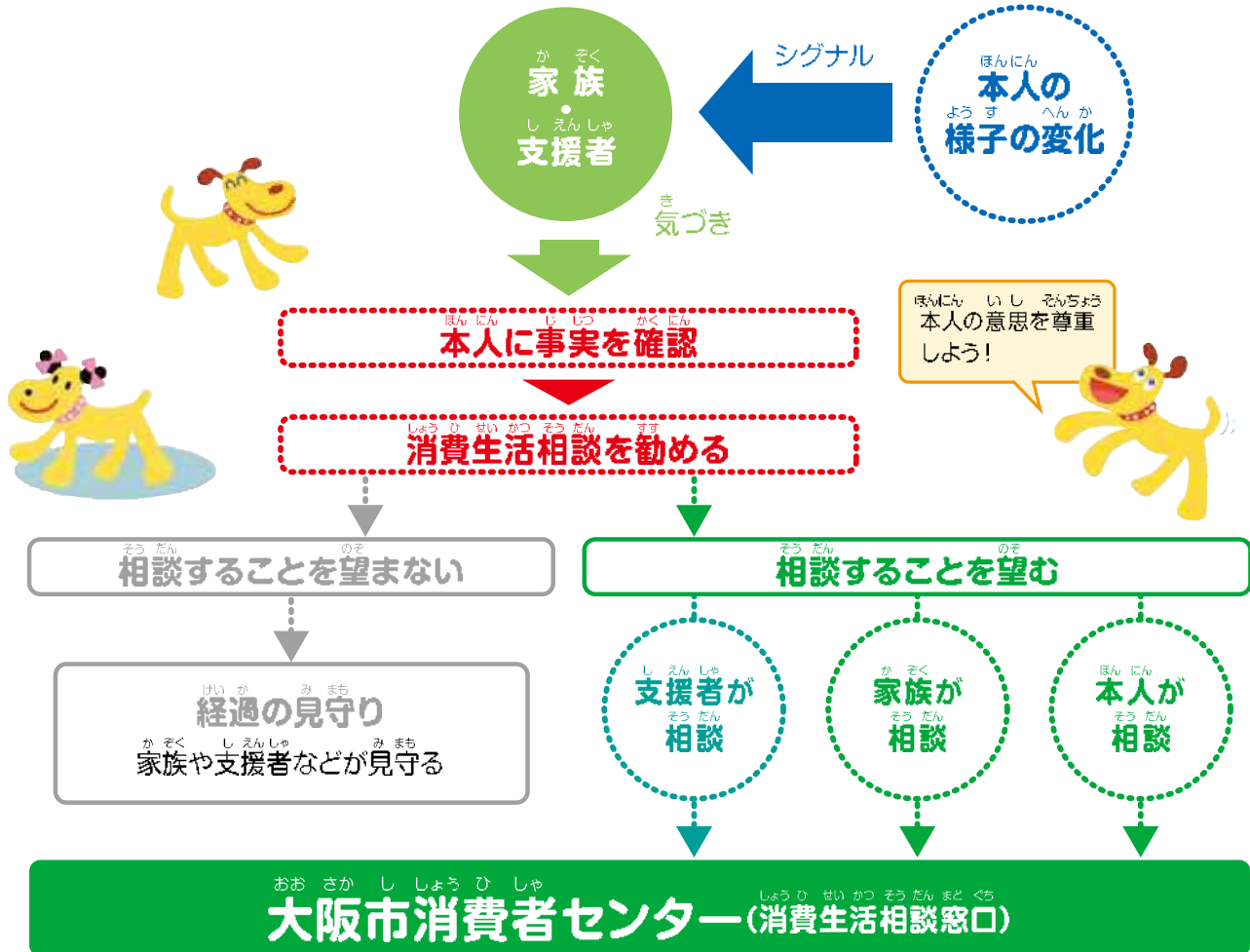
はがきのコピーは証拠として、契約書と郵便局の受領証と一緒に保管しようね!



かぞく しえんしゃ
ご家族・支援者の
みなさま
皆様へ

トラブル対応の フローチャート

被害にあわれていることに気づいた場合は、以下のように対応しましょう。



●気づきのチェック項目 本人の様子の変化には、次のようなケースが考えられます。

- 電話口で困っている様子を見せる。
- 生活に変化が生じ、隠し事が増える。
- 持ち物や部屋に置かれている物がいきなり増える。
- お金に困っている様子が見られる。
- 見慣れない車が止まっていたり、訪問者が急に増える。
- 話したいが言い出せず、困っている様子がある。
- 急に本人宛の電話や郵便物が増える。 など

